

「市民生活応援 デジタル地域ポイント給付事業」における
参加店舗の精算手続きについて

1 精算手続の概要

- (1) 参加店舗において京都ポイントが利用された場合、利用情報は利用者（市民）の京都市公式アプリ内「京都ポイント」ミニアプリの取引履歴に反映されるとともに、参加店舗がインターネット上で確認できるコンソール（管理画面）上の取引履歴にも反映される。
※ コンソールに利用者の個人情報とは反映されない
- (2) 取引履歴については、毎月16日及び月初の午前0時にシステム上で取引データの締切処理を行う。締切処理後、事務局業務の受託事業者が取引のあった全参加店舗の取引内容の確認及び集計を行い、京都市に対して一括で請求を行う。
- (3) 京都市は、事務局業務の受託事業者からの請求内容を確認のうえ、支出の手続きを行い、原則として締切処理から半月後の月末日及び翌月15日に、各参加店舗を運営する事業者の登録口座へ、利用されたポイントの相当額を振り込む。

2 精算フロー

利用者（市民）	参加店舗	事務局受託事業者	京都市
京都ポイントを利用 利用者が参加店舗で京都ポイントを利用（※1）	取引内容を確認 コンソール（管理画面）上の取引履歴に反映	取りまとめのうえ市に請求 月2回、各参加店舗の取引内容の確認・集計を行い、とりまとめて京都市に請求（※2）	精算手続き 請求内容を確認のうえ、京都市から各参加店舗事業者へポイント利用相当額を振込み（※3）
※1 京都ポイントの利用履歴は利用者（市民）の京都市公式アプリ内「京都ポイント」ミニアプリの取引履歴にも反映 ※2 毎月16日と月初の月2回、システム上で取引データの締切処理後、各参加店舗のポイント利用状況の取りまとめを行う ※3 原則として締切処理の半月後の毎月15日と月末日の月2回、各参加店舗を運営する事業者の登録口座へポイントの利用相当額を振込（精算及び振込みに関する手数料等の事業者負担はなし）			